

防衛省退職後 団体傷害保険

団体総合生活補償保険(標準型)

防衛省スケール
メリットで
団体割引等

最大
約**59%**

POINT
1

加入できる**ご家族の範囲拡大!**

お子さま、両親、兄弟姉妹は
別居でも加入可能!



POINT
2

最長 **89才** まで加入可能!



POINT
3

「**総合賠償型(特約)**」付帯で

自転車保険の

加入義務(努力義務)化にも対応!



主な
特徴

- ケガによる入院・通院は**1日目から補償!**
- 親介護補償型(特約)**も現役から**継続加入可能!**
- ケガによる保険金は**WEBからも請求可能!**
- 予備自衛官、即応予備自衛官の皆さまも加入可能!**

団体傷害保険の特徴は
動画で確認!



このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



もしものときへの「各種特約がセットされた補償」を、「防衛省スケールメリットが適用された保険料」でご提供します。

防衛省退職後団体傷害保険の特徴

- 1 退職者のみなさまにも現役制度と同一の割引**
団体契約のため、団体割引等が適用され、**最大約59%の割引**が適用されています。(補償項目によって適用割引率は異なります。) 年払一括保険料となるため、現役制度よりお得な保険料になっております。
- 2 予備自衛官、即応予備自衛官には現役同様の補償をご提供**
自衛官として勤務されている間については、現役制度と同様、自衛隊の固有危険補償をご提供します。
- 3 年令によらず保険料は一律(親介護補償型(特約)を除く。)**
加齢による保険料のアップはありません。
- 4 国内外・24時間補償**
 - ケガによる入院・通院ともに1日目から補償します。(通院のみでもお支払いします。)
 - 交通事故の場合は、手厚く補償します。
 - 地震等の天災によるケガも補償します。
 - 第三者の加害行為等によるケガの場合、2倍の傷害保険金をお支払いします。
- 5 期限切れの心配なし 毎年4月18日で自動継続*されます。**
※前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。) なお商品改定があった場合は、保険料・補償内容等が自動的に変更になります。

ご加入いただける方の範囲

- お申込人** *4月18日時点で申込人本人の年令が満90才以上の場合は、他の被保険者を含めて自動継続されません。
次のいずれかの方となります。
 - ・防衛省(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構・防衛省共済組合を含む)を退職し、退職時点で「防衛省 職員・家族 団体傷害保険」に加入していた方、かつ退職時点で「防衛省 退職後 団体傷害保険」に加入した方
 - ・予備自衛官または即応予備自衛官の方
- 被保険者(補償の対象者)** *4月18日時点で被保険者の年令が満90才以上の方は自動継続されません。
加入申込票に記名することで次の方を被保険者本人としてご加入することができます。
 - ・申込人本人 ・申込人本人の配偶者 ・申込人本人のお子さま(実の子の配偶者も含まれます。)
 - ・申込人本人または配偶者の両親・兄弟姉妹 ・申込人本人と同居の親族(血族6親等内、姻族3親等内)

*被保険者が申込人本人と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください。

- 6 診断書不要・WEB請求も可能**
30万円以下の保険金をご請求される場合、診断書のご提出は不要です。

- 7 「健康・暮らしの電話サービス」をご提供(防衛省退職後団体傷害保険の加入者限定のサービス)**
日常のお身体の悩みから日常生活上のトラブルに関する相談にお答えいたします。三井住友海上の生活サポートサービスの例は次のとおりです。ご連絡先は加入者証をご確認ください。

【サービス例】 ・健康、医療、介護相談 ・暮らしのトラブル相談、税務相談 等

- *詳しくは、共済組合支部常駐職員におたずねください。
- *サービス内容により対応可能な時間が異なります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

WEB 「健康・介護ステーション」
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/
★インターネットにて健康・医療・介護に関する情報をご提供します。

ご存じ
ですか?

高齢者のケガによる入院・外来原因の第1位は「手足(大腿骨・その他四肢)の骨折」です。*

※厚生労働省「令和2年患者調査 推計患者数、性・年齢階級(5歳)×傷病小分類×施設の種類・入院-外来の種類別(総数)」より

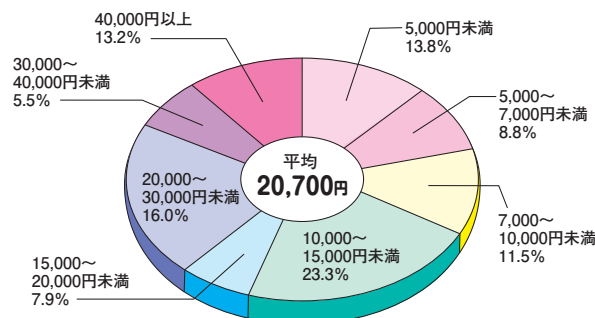
医療制度改革により、病院窓口での自己負担額が引き上げになりました。

70才以上の高齢者で現役並み所得の方は、現役同様に自己負担額が3割となっています。
また、現役並み所得者を除き、70～74才は2割負担となっています。(令和7年12月時点)

入院1日あたりの自己負担額は、
平均20,700円です。*

※(公財)生命保険文化センター 令和4年度「生活保障に関する調査(速報版)」より

- (注1) 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。
高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額
- (注2) 集計ベース: 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人(高額療養費制度を利用した人+利用しなかった人(適用外含む))
- (注3) ケガだけでなく病気で入院した場合を含む。



団体傷害保険

「ケガの補償＋オプション」のセット加入で、 さまざまなリスクに備えることができます。

ケガの補償

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来のさまざまな事故によるケガを補償します。

事故例

- ・交通事故で後遺障害が発生した。
- ・自転車と衝突してケガをし、入院した。
- ・家の中で転倒してケガをして入院した。
- ・地震が起き、物が倒れて下敷きとなり、ケガをし、入院した。



交通事故に遭ってケガをした



地震が起き、ケガをした

オプション1 総合賠償型(特約)

○日常生活個人賠償責任補償 <示談交渉サービス付(国内のみ)>

日本国内・国外を問わず、日常生活(*)に起因する偶然な事故に対して、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負われた場合、保険金をお支払いします。

(*)「日常生活」には、住宅以外の不動産(他人の自宅、ホテル、デパート等建物や、その建物に定着している門・塀・垣、ドア、トイレ、浴槽、洗面台、蛇口等)の所有・使用・管理を含みません。

事故例

- ・自転車運転中に歩行者とぶつかり大ケガを負わせた。
- ・洗面所の水を過ぎてあふれさせてしまい、階下の他人宅の家財を水浸しにした。
- ・買い物中、お店の花瓶を誤って落として割ってしまった。
- ・散歩中、飼っている犬がケガを負わせた。



自転車で歩行者にケガをさせた



階下の他人宅を水浸しにした



他人から借りたタブレットを破損した。

○受託物賠償責任補償

受託物(*)の損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合、保険金をお支払いします。

(*)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別冊P.7の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。

事故例

- ・学校から借りたパソコンやタブレットを破損した。
- ・介護のためにレンタルした車いすを破損した。
- ・海外旅行のために賃貸業者からレンタルしたスーツケースを盗難された。
- ・レンタルしたゴルフクラブを破損した。

オプション2 親介護補償型(特約)

親御さまが要介護3以上の状態(*)となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。

事故例

- ・父親が脳卒中で倒れ、一命を取り留めたものの、要介護3と認定された。
- ・母親が交通事故で脊椎を損傷し、寝たきりとなった。

(*)詳細はパンフレットP.7をご覧ください。

※現役時に親介護補償型(特約)に加入していた親御さまで継続して加入される方のみ対象です。(新規でのご加入はできません。)



脳卒中で倒れ、要介護3と認定された

ご加入にあたっての参考例

保険金のお支払い例

Aさんは、道路を横断中、車にひかれて足を複雑骨折。病院に運ばれてすぐ手術を受けましたが、退院までに20日間入院し、その後完治まで10日間通院しました。

C型3口ご加入の場合

傷害入院保険金：
4,500円×3口×20日 = 27.0万円

傷害手術保険金：
4,500円×3口×10倍(入院中) = 13.5万円

傷害通院保険金：
2,500円×3口×10日 = 7.5万円

合 計 48.0万円

ご加入例

ご退職者本人、配偶者、同居のお子さま1名の例

- ご 本 人：C型2口、
総合賠償型 有
- 配 偶 者：C型2口
- お子さま：C型1口

合計年払一括保険料	
34,000円	
1か月あたりに換算すると	
約2,830円	となります。

「一般の事故の場合」C型2口で入院1日あたり5,000円補償!

〈上記ご加入例のケガの補償保険金額〉

被保険者	一般の事故の場合			交通事故の場合		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
ご本人	6,640円	5,000円	2,200円	12,440円	9,000円	5,000円
配偶者	6,640円	5,000円	2,200円	12,440円	9,000円	5,000円
お子さま	3,320円	2,500円	1,100円	6,220円	4,500円	2,500円

この保険は、年1回払です。後記「ご加入の手引き／保険料払込方法」欄の記載内容を必ずご確認ください。

ケガの補償

お役に立てる1分動画



保険金額と保険料

C型

退職者・ご家族の方用

限度口数：1被保険者あたり7口まで
(年齢によらず一律)

退職者本人、ご家族の皆さまはこちらのプランとなります。

(おひとりずつお申込みが必要となります)

被保険者	一般の事故の場合			交通事故の場合※1		
	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額
本人	3,320千円	2,500円	1,100円	6,220千円	4,500円	2,500円

年払保険料

1口あたり

6,570円

1か月あたりに換算すると

約550円になります。

■中途加入時一時払保険料(注)

<1口あたり>

4月19日から	5月18日から	6月18日から	7月18日から	8月18日から	9月18日から
6,570円	6,020円	5,470円	4,920円	4,370円	3,810円
10月18日から	11月18日から	12月18日から	1月18日から	2月18日から	3月18日から
3,280円	2,720円	2,180円	1,650円	1,110円	540円

(注)中途加入時保険料は次に到来する4月18日までの保険料

D型

予備自衛官等用

限度口数：1被保険者あたり7口まで
(年齢によらず一律)

予備自衛官、即応予備自衛官ご本人はこちらのプランとなります。

(ご家族の方は、C型でのご加入となります)

被保険者	一般の事故の場合			交通事故の場合※1		
	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額	傷害死亡・後遺障害保険金額	傷害入院保険金日額※2	傷害通院保険金日額
本人	3,000千円	2,500円	1,100円	5,580千円	4,500円	2,500円

年払保険料

1口あたり

7,540円

1か月あたりに換算すると

約630円になります。

■中途加入時一時払保険料(注)

<1口あたり>

4月19日から	5月18日から	6月18日から	7月18日から	8月18日から	9月18日から
7,540円	6,920円	6,290円	5,670円	5,030円	4,420円
10月18日から	11月18日から	12月18日から	1月18日から	2月18日から	3月18日から
3,780円	3,150円	2,510円	1,900円	1,260円	640円

(注)中途加入時保険料は次に到来する4月18日までの保険料

C型・D型共通

※1 「交通事故の場合」の保険金額について

本商品に付帯の「交通事故危険のみ補償特約」(以下、「交通事故の場合の上乗せ部分」といいます。)の保険金額を、「一般の事故の場合」の保険金額に加算したものを表記しています。

(例)「交通事故の場合」の「C型」・「本人」の傷害通院保険金日額「2,500円」の内訳

「一般の事故の場合」：1,100円 + 「交通事故の場合の上乗せ部分」：1,400円

※2 傷害手術保険金について

傷害手術保険金は、次の算式によって算出した額をお支払いします。

① 入院中に受けた手術の場合：[傷害入院保険金日額]×10

② 入院中以外の手術の場合：[傷害入院保険金日額]×5

●第三者の加害行為等によるケガの場合、上記の2倍の保険金をお支払いします。詳細は別冊P.4をご確認ください。

●保険期間内に予備自衛官等になられた場合、又は予備自衛官等を退官された場合は、C型・D型に変更が可能ですのでお申し出ください。

保険金のお支払いの対象となる事故

C型で補償される主な例



階段から落ちてケガをした



交通事故によりケガをした



スポーツ中にケガをした



地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした



レジャー中にケガをした

D型で補償される主な例

《退職者・家族用 C型》の補償内容に加えて、次の事故を現役制度と同様に補償します。

- ・戦争、暴動、外国からの武力行使等に巻き込まれたことによる事故※
※海上警備行動等の「自衛隊法関連規定B」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中に巻き込まれたものについて補償いたします。ただし、防衛出動、治安出動は除きます。
- ・核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性等による事故※
※災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中の事故について補償いたします。
- ・自衛隊が保有している戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇との接触、衝突などを「交通事故」として補償します。
- ・自衛隊の管理下においてスキーを装着して行う訓練中の事故は「交通事故」として補償します。
- ・特定感染症※の発病による後遺障害、入院または通院を補償します。「死亡保険金および手術保険金」はお支払いしません。(地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする特定感染症の発病は補償されません。)
※四類感染症は、予備自衛官、即応予備自衛官ご本人の公務中の事故に限り補償します。
- ・自衛隊公務中の熱中症、日射病による身体の障害も補償します。
- ・自衛隊の公務の一環として行う山岳登山等の危険な運動中の事故や、試運転または興行等による事故も補償します。

「一般の事故の場合」で保険金をお支払いする事故

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ中の事故 (2) 旅行中の事故
●国内、海外旅行を問わず補償 (3) 家庭内の事故 (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 (5) その他、日常生活において発生するさまざまな事故 | <ul style="list-style-type: none"> (6) 次のような事故も補償 <ul style="list-style-type: none"> ●公務中の事故 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練中・災害派遣中の事故 ・艦艇に乗組中の事故 ・荷造り作業中、修理作業中の事故 ・銃、剣道・格闘訓練等の試合中、練習中の事故 ●国連平和維持活動中の事故 ●国際緊急援助隊としての活動中の事故 |
|--|---|

(注) 上記は想定されるケースを大まかに分類したものであり、事故内容の詳細によっては補償されない事がありますので、「保険金をお支払いできない主な場合」を参照願います。

「交通事故の場合の上乗せ部分」で保険金をお支払いする事故

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

次に掲げる事故等によるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。

1. 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(※)
2. 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(※)
3. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
4. 乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
5. 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(※)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限り。)
6. 交通乗用具の火災
7. 以下D型のみ(自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用))

- 自衛隊が保有する戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇との接触、衝突(道路外事故を含む)などの交通事故(ただし、艦艇搭乗中の事故は、運行中の艦艇の火災、沈没、転覆、座礁、衝突、接触による事故、運行中の艦艇外への転落による事故および運行中の艦艇内での転落による事故に限り。)
- 自衛隊の管理下においてスキーを装着して行う訓練中の事故
- 災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中に発生した地震もしくは噴火またはこれらによる津波による交通事故

(※) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

充実のオプション

自転車保険にも対応！

お役に立てる1分動画



S型

オプション1

総合賠償型（特約）

お支払いする保険金の額と保険料

※総合賠償型単独での加入はできません。C型またはD型にセットして1口を限度に加入することができます。
総合賠償型の補償の対象者は、下記「総合賠償型で補償される方の範囲」に記載されている方となります。



年払保険料

1,150円

年齢によらず一律

日常生活個人賠償責任補償特約
国内示談交渉サービス付

2億円限度（免責0円）

臨時費用

被害者の死亡 10万円限度
被害者の20日以上入院 2万円限度

受託物賠償責任補償特約

20万円限度（免責5,000円）

傷害見舞費用補償特約
（1回の事故につき
100万円限度）
詳細は別冊P.3をご覧ください。

被害者1名につき
死亡：30万円限度
後遺障害：30万円に、後遺障害の程度に応じ定められた割合を乗じた額
入院：入院期間に応じて定められた額（5万円限度）
通院：通院日数に応じて定められた額（3万円限度）

第三者加害行為による人身傷害補償特約
詳細は別冊P.3をご覧ください。

保険金額 **3,000万円** 臨時費用（死亡の場合：10万円限度
重度後遺障害が生じた場合：2万円限度）
（事故別の保険金のお支払額は別冊P.3をご参照ください。）

■中途加入時一時払保険料（注）

（注）中途加入時保険料は次に到来する4月18日までの保険料

4月19日から	5月18日から	6月18日から	7月18日から	8月18日から	9月18日から
1,150円	1,060円	960円	870円	760円	670円
10月18日から	11月18日から	12月18日から	1月18日から	2月18日から	3月18日から
590円	480円	390円	290円	190円	90円

総合賠償型で補償される方（補償の対象）の範囲

【日常生活個人賠償責任補償特約・受託物賠償責任補償特約の場合】

総合賠償型（特約）をセットしたご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り。）となります。

【傷害見舞費用補償特約・第三者加害行為による人身傷害補償特約の場合】

総合賠償型（特約）をセットしたご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子となります。

（注）総合賠償型で補償される方の範囲は保険金支払事由発生の時の続柄によります。

保険金のお支払いの対象となる事故

日常生活個人賠償責任補償特約 国内示談交渉サービス付^(*)

- 日本国内・国外を問わず、被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や本人（記名被保険者）およびご家族の方々が日常生活に起因する偶然な事故に対して、他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えた（他人からの借用財物・管理財物についてはお支払いの対象になりません。）ことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合、1回の事故につき日常生活個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。
- 示談交渉サービス^(*)は日本国内のみです。
- 被害者が死亡または20日以上入院した場合、臨時費用が支払われます。
- 住宅以外の不動産（他人の自宅、ホテル、デパート等建物や、その建物に定着している門・塀・垣、ドア、トイレ、浴槽、洗面台、蛇口等）の所有・使用・管理中の事故は補償対象外です。
- 別居の未婚の子は被保険者となりますが、被保険者本人（加入申込カードに記名の方）にならない限り、別居の未婚の子がその本人が所有・使用・管理する住宅に起因する事故は補償対象外です。
- 電車を運行不能にさせてしまったことで発生する経済的損害や被保険者の業務遂行に直接起因する賠償責任等お支払いしない場合があります。「他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任（別冊P.6参照）」は、受託物賠償責任特約で補償します。



（*）【ご注意ください】

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

受託物賠償責任補償特約

- 受託物^(*)の損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合、保険金をお支払いします。

（*）「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別冊P.7の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。



お役に立てる1分動画

**K型****オプション2****親介護補償型(特約)**

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

お支払いする保険金の額と保険料

※退職時点で親介護補償型(特約)に加入していた親御さまのみ継続してご加入いただけます。

(新規でのご加入はできません。)

介護一時金支払特約

被保険者1名につき **介護補償(一時金) : 300万円**
※満30才～89才まで継続可能(新規にご加入いただくことはできません。)

**傷害死亡・後遺障害
保険金額**

ケガで死亡した時は、傷害死亡保険金として**300万円**。ケガで後遺障害となった時は、その程度の割合に応じて定められた額をお支払い。
※地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による事故も補償。

■保険料(親1名あたりの年払保険料)

親の年齢	30才～34才	35才～39才	40才～44才	45才～49才	50才～54才	55才～59才	60才～64才	65才～69才
保険料	2,200円	2,200円	2,200円	2,350円	2,650円	3,380円	4,930円	8,570円
親の年齢	70才～74才	75才～79才	80才～84才	85才～89才	※保険料は、保険始期日である令和8年4月18日時点での親御さまの満年齢で決まります。更新の場合は、毎年4月18日時点での満年齢で決まります。 ※退職時点で親介護補償型(特約)に継続加入する場合の保険料は、代理店・扱者にご相談ください。			
保険料	16,450円	33,350円	82,230円	174,670円				

親介護補償型の被保険者(補償の対象)となれる方の範囲

申込人本人またはその配偶者の親御さま(血族(養親を含む)のみ。同居・別居を問いません)。

(注)保険始期日(令和8年4月18日)時点で満30才以上89才以下の親御さまが対象となります。

申込人1人につき最大4名まで加入可能。

**保険金のお支払いの対象となる事故****介護一時金支払特約**

●申込人本人またはその配偶者の親御さま(血族(養親を含む)のみ。同居・別居を問いません。)が要介護状態(公的介護保険制度の要介護3以上または特約記載の状態。詳細は下記および別冊P.4、9をご覧ください。)になった期間が**30日をを超えて続いた場合**に保険金300万円を一時金として支払います。

※親御さまがケガで死亡した場合も300万円、後遺障害となった場合もその状態に応じて12万円～300万円を保険金として支払います。

要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態**1. 寝たきりにより介護が必要な状態 次の①および②のいずれにも該当する状態をいいます。**

- ① 次のア.からエ.までのいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には<別表1>に規定する状態をいいます。
ア. 寝返りができない状態 イ. 立ち上がりができない状態 ウ. 歩行等ができない状態 エ. その他の複雑な動作等ができない状態
② 日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態。具体的には<別表3>に規定する状態をいいます。

2. 認知症により介護が必要な状態 次の①および②のいずれにも該当する状態をいいます。

- ① 認知症により、次のア.からオ.までのいずれかの状態であるために介護が必要な状態。具体的には<別表1>に規定する状態をいいます。
ア. 寝返りができない状態 イ. 立ち上がりができない状態 ウ. 歩行等ができない状態 エ. その他の複雑な動作等ができない状態
オ. 日常生活上の行為がほとんどできない状態
② 認知症により、<別表2>に規定するいくつかの問題行動があるために介護が必要な状態。

<別表1>

(1)寝返りができない状態	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても、自分では寝返りをすることができない。
(2)立ち上がりができない状態	ベッド柵、手すり、壁、人の手等につかまっても、自分ではいす、ベッドまたは車いす等に膝をほぼ90度に屈曲させて座っている状態から立ち上がることができない。
(3)歩行等ができない状態	次のア.およびイ.のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 壁、手すり、いすの背または杖等につかまっても、自分では両足での立位保持ができない。 イ. 杖、義足、歩行器等を使用して、または、壁もしくは手すり等につかまっても、自分では歩行することができない。
(4)その他の複雑な動作等 ができない状態	次のア.からウ.までのいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では車いす等への移乗をすることができない。 イ. 壁または手すり等につかまっても、自分では片足での立位保持ができない。 ウ. 自分では入浴時の洗身を全く行うことができない。
(5)日常生活上の行為がほとんどできない状態	次のア.およびイ.のいずれにも該当する状態をいいます。 ア. 自分では排尿および排便後のいすれの後始末も全くすることができない。 イ. 自分では食事を全く摂取することができない。

<別表2>

いくつかの問題行動があるために介護が必要な状態とは、次の①から⑳までのうち3項目以上に該当する状態をいいます。

- ①自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。 ②現在の季節を理解できない。 ③今いる場所の認識ができない。 ④ひどい物忘れがある。 ⑤まわりのことに関心を示さないことがある。 ⑥夜間不眠または昼夜の逆転がある。 ⑦暴言または暴行を行う。 ⑧同じ話を繰り返したり、口または物を使って不快な音を立てる。 ⑨大声をだす。 ⑩介護者の助言や介護に抵抗する。 ⑪外出中に道に迷う。 ⑫物を壊すまたは衣類を破く等の破壊行為をする。 ⑬不潔行為をする。 ⑭異食行為をする。 ⑮物を盗られたなどと被害的になることがある。 ⑯作話をし周囲に言いふらすことがある。 ⑰実際にないものが見えたり、聞こえることがある。 ⑱泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 ⑲外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。 ⑳1人で外に出たがり目を離せないことがある。 ㉑いろいろなものを集めたり、無断でもってこることがある。 ㉒火の始末や火元の管理ができないことがある。 ㉓周囲が迷惑している性的行動がある。

<別表3>

日常生活上の一部の行為において介護が必要な状態とは、次の①または②のいずれかの状態をいいます。

- ①自分では排尿および排便後のいすれの後始末もすることができない。 ②自分では食事を摂取することができない。

ご加入の手引き

お 申 込 人	次のいずれかの方がご加入のお申し込みができます。 ●防衛省(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構・防衛省共済組合を含む)を退職し、退職時点で「防衛省 職員・家族 団体傷害保険」に加入していた方、かつ退職時点で「防衛省 退職後 団体傷害保険」に加入した方 ●予備自衛官または即応予備自衛官の方 4月18日時点で申込人本人の年令が満90才以上の場合は、他の被保険者を含めて自動継続されません。
被 保 険 者	加入申込票に記名することで次の方を被保険者(補償の対象者)本人とすることができます。 ●申込人本人 ●申込人本人の配偶者 ●申込人本人のお子さま(実の子の配偶者も含まれます。) ●申込人本人または配偶者の両親・兄弟姉妹 ●申込人本人と同居の親族(血族6親等内、姻族3親等内) 4月18日時点で被保険者の年令が満90才以上の方は自動継続されません。 ※申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
保 険 期 間	令和8年4月18日午後4時から令和9年4月18日午後4時までの1年間で、毎年4月18日午後4時をもって自動継続されます。
中途加入時の 保険責任開始日	保険期間は原則申込日の翌月18日午前0時から令和9年4月18日午後4時までとし、以降毎年4月18日を基準日として自動継続されます。
変 更 ・ 脱 退	〈注意〉保険期間中でのご加入プランの変更および脱退については、次の場合を除き、原則できません。 ①保険期間中に防衛省共済組合員(自衛官、事務官)または予備自衛官、即応予備自衛官になられた場合 ②保険期間中に被保険者が死亡した場合
保 険 料 法 払 込 方 法	この保険は年1回払です。保険料は毎年6月にご指定口座から自動引き落としとなります。中途加入の方は、初年度保険料は現金にて納めていただきます。翌年以降はご指定口座からの自動引き落としとなります。 ※保険料の自動引き落としが出来なかった場合、翌月に再請求しますが、再請求時にも保険料のお払込みが出来なかった場合、継続加入出来ないことがありますのでご注意ください。
加 入 限 度	被保険者1名あたりの限度口数は次のとおりです。 〈ケガの補償〉 退職者・ご家族の方用：7口、予備自衛官等用：7口 〈その他補償〉 1口
告 知	被保険者(補償の対象者)が次に該当する場合は、「他の保険契約等」欄、「保険金請求歴」欄にその内容を必ずご記入ください。 ①同種の危険を補償する他の保険契約(団体総合生活補償保険、普通傷害保険等)をご契約している場合 ②過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領したことがある場合
通 知	ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社(幹事会社)へご通知ください。ご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ①職業・職務の変更 ②住所の変更 ③同種の危険を補償する他の保険契約(団体総合生活補償保険、普通傷害保険等)をご契約する場合

● 加入申込票に必要事項をご記入のうえ、代理店・扱者(弘済企業(株)各保険出張所窓口)までご提出ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

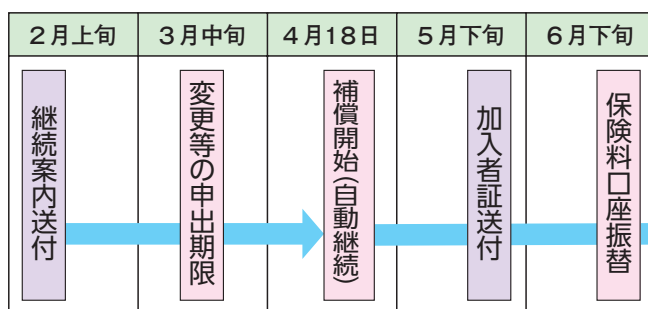
- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入にあたっての注意事項

自動継続の取扱いについて

- 前年からご加入の皆さまについては、**ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。**(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- ただし、**被保険者の年令が満90才以上の方は、自動継続されませんのでご注意ください。**なお商品改定があった場合は、**保険料・補償内容等が自動的に変更となります。**
- 継続に関するスケジュールは右表のとおりです。なお、**年度の途中で変更・脱退等の手続きはできません。**詳細は継続案内をご確認ください。



経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
 - 保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【介護一時金】
 - 保険金・解約返れい金は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

継続契約に関する注意事項

- この保険の**保険期間は1年間**となります。
- この団体傷害保険は、防衛省共済組合の組合員またはOB等の福利厚生を目的としたものであり、組合員間の公平性を確保するとともに、保険制度を長期安定的に運営することが必要です。
- このため、**次の基準に該当した方は、継続加入ができないことや補償内容を変更(原則C型1口またはD型1口)**させていただくことがあります。
 - なお、基準に該当した方が補償内容を変更した場合、原則その後の**増口はできません。**

<基準> 過去3年間の保険金請求が10件以上かつ同期間内の支払保険金が100万円以上の加入者。
※加入者本人だけでなく、配偶者、親族の事故も含みます。

- 上記基準に該当しない場合でも過去の支払保険金の状況等を踏まえ、継続加入ができないことや補償内容を変更させていただくことがあります。
- 保険金の不正請求が認められた場合は脱退手続きが必要となり、原則、以降の再加入はできません。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

税法上の取扱い(団体総合生活補償保険(介護一時金支払特約)) (令和7年12月現在)

- 払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
 - (注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
 - (注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

その他ご注意

- この保険は防衛省共済組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 引受保険会社または代理店・扱者は、**お客さまからの要求内容が不当である場合など、弁護士等へ対応を相談・委任することがあります。**
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。ただし、柔道整復師による施術であっても、施術所登録がない場所における施術は、保険金支払対象外となりますのでご注意ください。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。

三井住友海上(幹事会社)

東京海上日動、損保ジャパン、あいおいニッセイ同和損保、日新火災、大同火災(共同保険引受会社)

万一事故にあわれたとき

保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

保険金支払いの履行期

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)
 - (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
 - (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

保険金のご請求時にご提出いただく書類

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・ 引受保険会社所定の保険金請求書
- ・ 引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・損害状況に関する資料
- ・ 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等)
- ・ 引受保険会社所定の診断書
- ・ 診療状況申告書
- ・ 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・ 死亡診断書
- ・ 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・ 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・ 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・ 医療機関領収書

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

示談交渉に関する注意事項

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

代理請求人について

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※) 法律上の配偶者に限ります。

保険金請求権の時効

- 保険契約に適用される特約に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明で確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、担当代理店へお知らせください。

皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですので担当代理店へお知らせください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合
- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合
(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・ 既にご加入されているがご継続されない場合

よくあるご質問

- Q1** 年度途中に予備自衛官(即応予備自衛官含む)に入隊しましたが、本人・家族ともに新たに加入できますか。
- A1** 予備自衛官に入隊することにより、本人(D型)、家族(C型)ともに年度途中から加入することができます。ただし、予備自衛官を退職した場合は加入資格を失いますので、年度途中で脱退(ご希望により当該保険年度は継続加入することは可能)することになります。
なお、既に「防衛省退職後団体傷害保険」にご加入されている場合は、C型で継続加入いただくことも可能です。
- Q2** 自衛官OBです。退官後、予備自衛官になる前にC型には未加入でした。予備自衛官としてD型に加入しておりますが、予備自衛官を退職した場合は新たにC型に加入可能でしょうか?
- A2** C型には加入できません。
現職時代から継続してC型に加入している必要があります。

「保険金請求WEB」をぜひご利用ください 24時間365日ご利用できます



1回のWEB手続きだけで保険金の請求ができます。

WEBでいつでもどこでも待ち時間がなく、ペーパーレスで簡単に手続きできます。

WEBで保険金請求ができる場合

- ①ケガをしたご本人(被保険者)^(※)の手続きであること
- ②治療が終了していること。
- ③保険金の振込指定口座がご本人(被保険者)名義であること。

- ④ ①②③を満たしていても次の場合は追加で書類のご提出が必要です。保険金お支払センター担当者からご連絡します。
●保険金の請求額が30万円を超える場合 ●医療機関等への照会が必要な場合 ●その他、請求にかかわる書類が必要な場合
- ⑤ ご請求にあたり「継続契約に関する注意事項」をご確認ください。(パンフレットP.9参照)
- (※)加入者の未成年のお子様の場合には、親権者様からのご請求手続きが必要です。

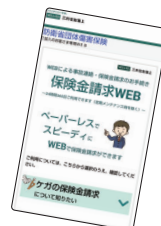


手続きは
**スマートフォン・PCで
簡単にアクセス!**

<https://www3.web-ms-ins.jp/dfweb/?p=4b5a1>



こちらの二次元コードから簡単にご利用できます。



【保険金請求WEBの入力に関するお問い合わせ】

三井住友海上火災保険株式会社 傷害疾病第五保険金お支払センター

TEL:03-3259-3385

受付時間：平日 9:00～17:00 ※土日・祝日・年末年始は除きます。

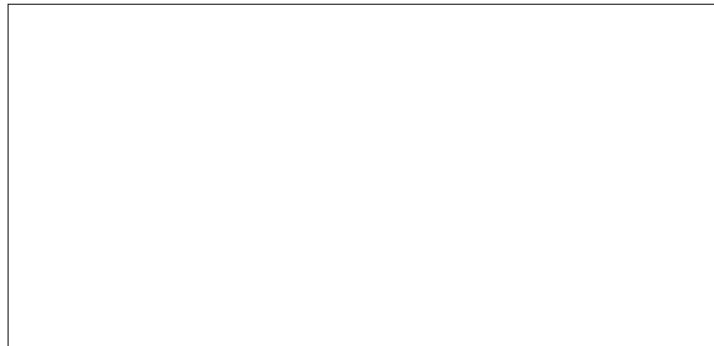
電話によるご連絡をご希望の方は

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

TEL:0120-258-189(無料)

事故は いち早く

ご連絡先 保険金の支払い条件その他この保険の詳細については下記へご照会ください。



代理店・扱者

弘済企業株式会社本社 保険部

東京都新宿区四谷坂町12番20号 KKビル TEL. 03-3226-5812

・受付時間 [平日 9:00～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]

引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部公務室

東京都中央区日本橋3-5-19 TEL. 0570-050-122

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの
各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- ・受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>